

三宅島ふるさとだより

No. 38

平成25年7月1日 三宅島ふるさと再生ネットワーク東京事務局 TEL 03(3963)5678 Fax 03(3963)5697

住所：〒173-0005 東京都板橋区仲宿25-6 あすなろ福祉会内

三宅島噴火災害被災者生活再建支援制度の申請期間の延長について

平成25年4月1日

三宅村

国の生活再建支援制度について、平成25年度においても申請の延長を行います。
また、都及び村の支援制度も同様に延長いたします。

ただし、支援延長の対象となる方は下記事項に該当する方となります。

【国制度】（被災者生活再建支援金）

- 1 対象世帯：平成25年2月1日から平成26年1月31日までに帰島した世帯で、以下の要件を満たすもの
 - ①平成12年6月26日時点で三池・沖ヶ平地区（高濃度地区）に居住しており、やむを得ない事情により平成25年1月31日までに帰島することができなかった世帯
 - ②火山ガスの高感受性者であって、三宅村で生活することに困難な事情があり、やむを得ず平成25年1月31日までに帰島することができなかった世帯
 - ③その他、知事が特別な事情があると認めた世帯
- 2 申請期間：平成25年2月1日から平成26年2月28日まで
- 3 支援内容：①引っ越し経費等（限度額：70万円）
②居住関係経費（賃貸住宅家賃等、家屋の解体撤去、整地費用（限度額：200万円）

【都制度】（東京都三宅島災害被災者生活再建支援金）

- 1 対象世帯：平成26年3月31日までに帰島した世帯
- 2 申請期間：平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
- 3 支援内容：国制度対象外の住宅の新築、改築、修繕等経費（限度額：150万円）

【村制度】

- 1 対象世帯：平成25年4月1日から平成26年3月31日までに帰島した世帯
- 2 申請期間：平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
- 3 支援内容：高濃度地区の被災家屋の劣化保全（限度額：50万円）

※各制度とも所得制限等がありますのでご注意ください。

また、上記の支援制度については、特例措置で延長して参りましたが、避難指示解除から10年を経過するため、平成26年度に申請及び支給を終了する予定です。

平成25年6月14日

三宅村

三池・沖ヶ平地区（高濃度地区）の準居住地区への規制解除等について

三池・沖ヶ平地区では、直近の二酸化硫黄濃度の観測結果が顕著に低下していることから、帰島から8年余りに渡って続いていた規制区域（高濃度地区）の設定を、下記のとおり解除するとともに、島内全域における二酸化硫黄濃度の観測結果も低下傾向にあることから、島内におけるガスマスクの常時携帯緩和に向け、三宅村は「三宅村安全確保対策専門家会議」の意見を踏まえ、平成25年6月26日に開会される平成25年第2回三宅村議会定例会に「三宅村火山ガスに対する安全確保に関する条例」の改正議案を上程します。

この条例改正が村議会において可決されると、三池・沖ヶ平地区では安全対策のための条件を付した上で一部の方を除き居住が可能となるほか、営業行為が可能となります。また、立入禁止区域及び危険区域を除いた地域では、ガスマスクの常時携帯義務が緩和されます。

なお、三宅島は、以前と比較して格段に火山ガスの放出量が減少しておりますが、今後とも安全対策には万全を期して参ります。

記

1 規制区域の変更

1 解除の予定区域

三池・沖ヶ平地区（高濃度地区）

2 解除の予定時期

平成25年7月1日（月）、午前0時00分

3 解除後の区域設定

「準居住地区」と位置付け、以下の条件を付して解除

①高度高感受性者（注1）及び19歳未満の者の居住は禁止とする。

②上記①以外の者が居住する場合は、小型脱硫装置（注2）を設置する。

（注1） 高度高感受性者とは、①喘息で通院中の方、②最後の喘息発作から2年以内の方、③気道過敏性を疑わせるゼーゼー・ヒューヒュー等の症状が時々ある方、などが該当します。

（注2） 二酸化硫黄濃度を緩和する機能を有する装置で三宅村が貸与するもの。

以下略（新旧の比較図面、ガスマスクの常時携帯緩和）